

学校教育法施行規則の一部を改正する省令案に関する パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

1. 意見募集の概要

- （１）募集期間：令和 6 年 7 月 24 日～令和 6 年 8 月 29 日
- （２）告知方法：ホームページ
- （３）受付方法：意見提出フォーム、郵送、電子メール

2. 意見総数

件数：13 件（個人 11 件（3 名）、不明 2 件）

うち、学位関連の意見は 9 件（個人 8 件（2 名）、不明 1 件）

3. 学位関連の主な意見の概要

- 「標準修業年限以内で修了した者の割合その他学位授与の状況に関するこ
と」について、学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学位を授与された
者を対象外とするのであれば、大学の学位授与の状況を適切に公表したこと
にはならないと考える。
- 標準修業年限以内に卒業に必要な単位は取得したが学位を取得していな
い「単位取得退学者」は標準修業年限以内に修了した者に該当しないと整理
してよいか。
- 標準修業年限以内で修了した者の数（割合）は、何に対する比較を想定し
ているのか、定義の不正確さがあり、文言を修正すべきである。
- 今回の改正が、一定の期間内に修了することを量的な評価として扱うこと
を意味するとすれば、大学院において教育研究に携わる教員、学生の活動状
況を適切に公表しようとしていると言えない。
これまで大学の学位授与の論文要旨等が大学のホームページで公表され
ており、その内容等を社会とつなぐコミュニケーションツール（科学技術コ
ミュニケーション）を設けるのが文部科学省の行うべき政策ではないか。
- 第 172 条の 2 第 3 項第 2 号の「学位論文に係る評価に当たっての基準」に
ついては、他の条文との平仄の観点から「…基準に関すること。」とすべき
ではないか。
- 法科大学院については、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関す
る法律等による公表事項と今般の改正事項で重複しうるものに関し、適切な
整理を願いたい。